

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月27日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第7号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 3の2の項の次に次のように加える。

3の3	中国横断自動車道 (尾道松江線)	三次市四拾貫町字三重790番26先（三次東ジャンクションインターチェンジ）から 庄原市高野町和南原字篠原山353番1先（島根県境）まで
-----	---------------------	--

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。